（表）

第　　号

立　入　検　査　証

下記の者は，消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第１項及び第２項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

官名又は職名

氏　　名

写　　真

年　　月　　日生

法　務　省　印

年　　月　　日交付（５年有効）

（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第15条　公正取引委員会，主務大臣又は中小企業庁長官は，第３条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは，特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ，又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り，帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　内閣総理大臣，公正取引委員会，主務大臣又は中小企業庁長官は，第８条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは，事業者に対しその表示に関する報告をさせ，又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り，帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第21条　第15条第１項若しくは第２項の規定による報告をせず，若しくは虚偽の報告をし，又はこれらの規定による検査を拒み，妨げ，若しくは忌避した者は，50万円以下の罰金に処する。

第22条　法人（人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人または人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附　則

この告示は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十二号

那覇空港の施設に変更を加え、並びに同空港について指定した延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面に変更を加えたいので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項及び第五十六条の二第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二十四日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　那覇空港　沖縄県那覇市

三　変更しようとする事項（変更前の事項については、昭和五十六年運輸省告示第五百八十四号、同年運輸省告示第五百八十五号、昭和六十一年運輸省告示第六十一号、平成十二年運輸省告示第三十九号、平成十四年国土交通省告示第二百七十七号及び平成二十四年国土交通省告示第千三百六十七号を参照。）

イ　標点の位置　北緯二十六度十一分三十六秒　東経百二十七度三十八分二十三秒（標高三・三メートル）

ロ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ハ　空港の総面積　四百八十万七千六百四十六平方メートル

ニ　着陸帯　着陸帯を着陸帯Ａとし、着陸帯Ｂを新設する。

着陸帯Ｂ

(1)　等級　Ａ級

(2)　範囲　第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域（長さ二千八百二十メートル、幅三百メートル）

ホ　滑走路　滑走路を滑走路Ａとし、滑走路Ｂを新設する。

滑走路Ｂ

(1)　長さ　二千七百メートル

(2)　幅　六十メートル

(3)　方位　北二度四十一分五十六秒西（真方位）

(4)　強度　単車輪荷重四十三トン

(5)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ヘ　誘導路

延長　一万四千九十九メートル

ト　変更しようとする進入区域、進入表面、転移表面及び水平表面

(1)　進入区域

着陸帯Ｂの進入区域　第二図のうち、イ、ロ、ヘ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域